

別表 4

受領委任

申請者は、知事から給付される道内事業者等事業継続緊急支援金の受領権限を事務局に委任します。申請者は、事務局に対し、受領した道内事業者等事業継続緊急支援金を預かり金として適切に管理のうえ、その全額を、遅滞なく、道内事業者等事業継続緊急支援金申請・給付要領第6条第3項第1号ル又は同項第2号チに従い提出された口座へ振り込むことを依頼します。その際の費用は事務局が負担することとします。また、給付要件を満たさないこと等が判明した場合、事務局は申請者から返還を受けた道内事業者等事業継続緊急支援金を、申請者に代わって速やかに知事に返還します。